

## 京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（案）

### （趣旨）

第1条 この規則は、京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例（平成16年京丹後市条例第 号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務調査費に関し必要な事項を定めるものとする。

### （交付申請）

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者（以下「申請者」という。）は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、議長を経由して政務調査費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

### （交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条第1項の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務調査費の額を決定し、当該申請者に政務調査費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定した事項に変更が生じたときは、当該申請者に政務調査費交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

### （交付請求）

第4条 前条の規定による政務調査費の決定を受けた会派の代表者は、政務調査費の交付月の10日までに、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

### （使途基準）

第5条 条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

### （収支報告書）

第6条 条例第7条に規定する収支報告書は、政務調査費収支報告書（様式第7号）とする。

### （会計帳簿等の整理保管）

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計

帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

## 別表（第5条関係）

## 政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金又は会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又はPRするために要する経費（広報紙印刷費、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議等に要する経費（会場使用料、印刷製本費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入費、リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要と認められる経費

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

年 月 日

京丹後市長 様  
( 京丹後市議会議長経由 )

会派名

代表者名

印

政務調査費交付申請書

京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人 ( 月 1 日現在 )
- 6 交付申請額 ( 年度分 ) 円

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

京丹後市長 様  
（京丹後市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

政務調査費交付変更申請書

京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

区分	新	旧	変更年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額( 年度分)	円	円	

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

京丹後市長 様  
（京丹後市議会議長経由）

会派名

代表者名

印

会派解散届

京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第4号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

会派代表者 様

京丹後市長 印

政務調査費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務調査費の交付について下記のとおり決定したので、京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

1 年度政務調査費交付決定額（年額） 円

様式第5号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

会派代表者 様

京丹後市長 印

政務調査費交付変更決定通知書

年 月 日付 第 号で通知した 年度政務調査費については、  
京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、下記の  
とおり変更したので通知します。

記

- 1 年度政務調査費交付変更決定額（年額）  
変更後 円  
（変更前 円）
- 2 変更の理由

様式第 6 号 ( 第 4 条関係 )

年 月 日

京丹後市長 様  
( 京丹後市議会議長経由 )

会派名

代表者名 印

政務調査費交付請求書

京丹後市議会政務調査費の交付に関する規則第 4 条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

- 1 金 円  
ただし、年 月分 ~ 月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

政務調査費収支報告書

年 月 日

京丹後市議会議長 様

会 派 名

経理責任者氏名 印

年度政務調査費収支報告について

京丹後市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

記

1 収入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支出

（単位： 円）

科目	金額	備考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

3 残額

\_\_\_\_\_ 円

- 注 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。  
2 領収書等の写しを添付すること。